

秋田県公報

目 次

人事委員会規則

○人事委員会規則八一三（退職手当）の一部を改正する規則…1

人事委員会細則

○人事委員会細則八一三―一（失業者の退職手当の支給手続）の一部を改正する細則…1

人事委員会規則

人事委員会規則八一三（退職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則八一三（退職手当）の一部を改正する規則規則八一三（退職手当）の一部を次のように改正する。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（退職手当支給制限処分書等）

第十五条 条例第十二条第二項（条例第十三条第十項、第十四条第五項、第十五条第六項、第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）の書面は、人事委員会が定める退職手当支給制限処分書、退職手当支払差止処分書、退職手当返納命令書又は退職手当相当額納付命令書による。

2 条例第十七条第一項の書面は、人事委員会が定める懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書による。

第十六条を次のように改める。

（条例第十八条第二項の調査審議）

第十六条 人事委員会は、条例第十四条第二項、第十六条第一項

又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分（条例第十八条第一項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

3 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 前三項に掲げるもののほか、調査審議に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

第十七条を削り、第十八条を第十七条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会細則

人事委員会細則八一三―一（失業者の退職手当の支給手続）の一部を改正する細則をここに公布する。

平成二十一年七月十日

秋田県人事委員会事務局長 加藤 和隆

人事委員会細則八一三―一（失業者の退職手当の支給手続）の一部を改正する細則

細則八一三―一（失業者の退職手当の支給手続）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条」を「第十一条」に改める。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄